

令和8年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取り組み

基本方針・体制

1 生活指導のねらい

- ・児童が進んで基本的な生活習慣を身につけ、健康で安全な学校生活を送れるように努める。
- ・「人との関わり合いの中で相手の気持ちや考えをわかり合い、思いやりのある行動ができる子」の育成を図る。
- ・安全教育の徹底し、自他の生命を大切にする態度や危険から身を守る行動力を育てる。

2 指導上の留意点

- ・全職員が共通理解のもとに協力して、一貫性・持続性・適時性をもった指導を行う。
- ・看護当番を全教員が輪番で担当し、安全教育と重点目標達成の指導を行う。

3 重点目標達成のための具体的な手だて

自ら考え、話し合い、生活をよりよくしようとする児童を育成する

- ・危険回避について
受け身でなく、自分たちでルールを作り、守ろうとする態度を育てる。
廊下の歩き方では、危険個所を話し合い、ポスター作り・声掛けなどで各クラスから全校に発信し、振り返りをしていく。
- ・あいさつなどの生活習慣について
なぜするのかを考えさせ、「しなければいけない」から「気持ち良いから進んでしよう」と思えるようにしていく。その結果、児童同士、また、児童と教師、地域保護者も含め、よりよい関係が作れていくようにする。
- ・整理整頓、掃除などの美化活動
次に使う人のことを考えるという気持ちを育てる。大掃除では、汚いところを発見させ、計画を立てて掃除をしていく。

体罰防止のための取り組み

1. 4月職員会議で、全教員に教育公務員としてサービスの根本基準及び章句無上の義務について指導を行う。
2. 「体罰防止セルフチェックシート」を全員に配布し、毎月状況を把握する。
3. 毎日、管理職が校内を巡視し、必要に応じて助言・指導を行う。
4. 7月と12月に管理職がサービス研修を行う。
5. 日常的に職員夕会等でサービス事故について周知し、サービス事故防止の啓蒙をはかる。
6. 自己申告の際、教員一人一人の体罰に関する意識について確認し、課題がある場合は確実に指導する。